

水産物の安全性と消費者の信頼確保のため、

- (1) 関係者の御要望を踏まえつつ、トリチウムを対象とする水産物のモニタリングを行う。
- (2) これまで行ってきた放射性セシウムのモニタリングは、検体数を増大させつつ継続。

<強化・拡充のポイント>

(1) トリチウム

- ALPS処理水の海洋放出直後から、できるだけ早くモニタリングの結果を生産者・消費者に提供し、風評を抑制。
- 令和4年度から実施してきた公定法(年間200検体)に加え、検出下限値を10Bq/L程度とし、翌日又は翌々日に結果を得られる迅速分析法(年間180検体)を実施。

(2) 放射性セシウム

検体数を6,000検体から9,000検体に増大。